

千葉市中小企業者事業継続給付金のご案内

国が実施する持続化給付金等の対象外となる中小企業者に対し、今後の事業継続等を支援するための給付金を給付する市独自の取り組みです。

1事業者につき
20万円給付

給付対象者

次の全てに該当する事業者の方が対象です。

- ✓ 令和2年3月までに創業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業者等。
- ✓ 国の持続化給付金及び千葉県中小企業再建支援金（事業収入減少率が50%以上の場合）の給付を受けていない事業者（申請を含む）。
- ✓ 令和2年1月から申請月の前月までの間で、任意の一月の事業収入が、対前年同月比20%以上50%未満減少している事業者。
- ✓ 引き続き千葉市内で事業継続の意思がある事業者。

給付金額

1事業者あたり一律20万円（指定口座へお振り込みします）

申請受付期間

令和2年 **9月14日**（月）～令和2年 **12月14日**（月）

*この期間に申請されないと要件を満たしていても給付金を受けることができませんので、ご注意ください。

申請方法

オンライン申請 又は 郵送申請 にて受付します。（オンライン申請のほうが早く審査されます）

*新型コロナウイルス感染防止の観点から、対面窓口の設置はありません。

オンライン申請窓口(URL)

法人の方はこちら



<https://amarys-jtb.jp/chiba5/>

個人事業主の方はこちら



<https://amarys-jtb.jp/chiba6/>

郵送申請窓口(郵送先)



〒260-0015

千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4F

千葉市中小企業者事業継続給付金事務局 宛て

申請書類

- ・市役所本庁舎（2F産業支援課）、区役所にて配布しております。
- ・以下の市ホームページからもダウンロードが可能です。

URL:<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2020kyufu.html>



お問い合わせ先

千葉市中小企業者事業継続給付金事務局

☎043-202-1821

受付時間:8:30～17:30(土・日・祝日はお休み)

千葉市中小企業者事業継続給付金 申請フローとQ&A

申請から振り込みまでの流れ



Q&A

Q 給付金制度を創設する理由は？

- A 国や県では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業収入が対前年同月比50%以上減少している事業者を対象に給付金を給付していますが、事業収入減少率が50%未満で対象外となっている事業者も多数存在しています。
そこで、国や県の給付金の対象外となる中小企業者の方を対象に、事業継続や感染症予防対策、ひいては新たな生活様式への対応などを支援するため、新たに事業者向けの給付金制度を創設いたしました。

Q 給付金の対象となる中小企業者とは？

- A 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項で規定する法人又は個人が対象です。

業種	下記のいずれかを満たす者	
	資本金	従業員の数
小売業／飲食業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
その他(建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業)	3億円以下	300人以下 ※ゴム製品製造業は従業員900人以下

なお、中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、組合等)の場合も、上記表を準用し、各業種ごとに規定される規模以下の場合には給付金の対象となります。

Q どのくらいの期間で給付が受けられるか？

- A 申請書類の審査終了後、およそ2週間で給付金をお振り込みします。
なお、申請内容に不備がある場合は、給付までにお時間を要することもありますのでご了承ください。

Q 申請手続の方法について

- A 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、①オンライン申請、又は、②郵送による申請の2つの方法のみとし、対面による申請窓口はありません。

Q 申請に必要な書類は？

- A 郵送申請の場合には、所定の①申請書、②事業収入比較表、③誓約書・同意書のほか、④確定申告書類の写し、⑤振込先口座の写しなどをご提出いただきます。なお、オンライン申請の場合も②、③、④、⑤の電子データのアップロードが必要となりますので、あらかじめスキャンデータ(PDF)や文字が読める画像データ(jpg)などをご用意ください。